

令和3年度第3回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第二分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和3年12月10日(金)	
委員(敬称略)	第二分科会長	松原 健一 安西法律事務所 弁護士
	委員	倉井 潔 倉井潔税理士事務所 税理士
	委員	高橋 裕 学校法人専修大学商学部 教授
審議対象期間	原則として令和3年7月1日～令和3年9月30日の間における調達案件	
抽出案件	14件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	14件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1】		
審議案件名 : 労働保険適用徴収システムの更改に係るシステム運用業務一式(令和3年度運用開始)		
資格種別 : 役務の提供等(「A」又は「B」ランク)		
選定理由 : 一般競争入札(総合評価落札方式)を実施している案件中、1者応札であり、落札率が高いため		
発注部局名 : 労働基準局労働保険徴収課		
契約相手方 : 富士通株式会社官公庁営業部		
予定価格 : 331,892,528円		
契約金額 : 331,870,000円		
落札(契約)率 : 99.9%		
契約締結日 : 令和3年9月10日		

(調達の概要)
 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、富士通株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.9%である。

意見・質問	回 答
調達概要書に1者応札の要因分析として、年度途中からの大規模なシステム運用業務のため、現受託者以外には人員等の確保が難しかったと考えられると記載していただいておりますが、これを改めようとするのであれば、かなりの負担やリスクを伴った取り組みが必要と思います。	本調達は、調達仕様書案で意見招請を実施しております。今回の調達でも同様の手続を実施する想定でございますので、意見招請日から契約締結日までの期間を本調達以上に確保することで、次回調達の応札希望者の体制を整える期間を確保いたします。 また、体制変更を容易に行えるように各種要員の参画要件をシステム運用に支障がない範囲で緩和する等、柔軟に要員を確保できるような方策を検討します。
1者応札となった理由は、仕様書を手交した業者全てから聞いてこのような回答だったのでしょうか。	受注者を除く調達仕様書を手交した事業者5者のうち、応札希望度が高く、本調達の履行能力があると考えられる事業者2者にヒアリングした結果、どちらの事業者とも人員・体制の確保が難しい旨の回答を頂いております。
前回調達も年度途中でしたがそれでも2者応札がありました。今回調達の1者応札の理由の説明と整合しません。この不整合にもかかわらず理由を年度途中としたのはなぜでしょうか。	今回、入札に参加しなかった事業者に応札できなかった理由を確認した際の回答によるものです。

<p>見積は省内で作成したものでしょうか。業者からの参考見積を取り、そのまま使用したものでしょうか。参考見積を取っているのであればその業者は今回落札業者でしょうか。</p>	<p>概算所要見込額内訳は、省内で作成したものであり、前回応札した事業者が履行期間中に実施した実績をベースに作成しております。</p> <p>また、参考見積りは3者（うち前回の応札事業者2者）から取得しております。</p>
<p>1者応札になった要因分析にはこの調達で年度途中から開始する業務であるため対応できる業者が落札者以外にいなかったのではないかと記載がありますが、次回以降、事業年度に合わせるよう、期間を変更することは可能でしょうか。</p>	<p>今後の調達では、事業年度に合わせられるよう期間につきましては、検討いたします。</p> <p>ただし、引継ぎ作業が必要であるため、次回運用事業者の調達では、契約開始日と事業年度開始日を合わせることは困難でございます。そのため、体制変更を容易に行えるように各種要員の参画要件をシステム運用に支障がない範囲で緩和する等、柔軟に要員を確保できるような方策を検討します。</p>
<p>(分科会長の意見)</p> <p>事案に応じた制約があるかと思いますが、応札希望者がより参入しやすくなるよう、引き続き検討及び実践をお願いします。</p>	

【審議案件2】

審議案件名 : 職業紹介業務及び雇用保険業務におけるマイナンバーカード活用のためのシステム開発一式
資格種別 : 役務の提供等 (「A」、「B」又は「C」ランク)
選定理由 : 一般競争入札 (総合評価落札方式) を実施している案件中、落札率が低い
発注部局名 : 職業安定局雇用保険課
契約相手方 : 株式会社野村総合研究所
予定価格 : 1,265,650,514円
契約金額 : 308,000,000円
落札(契約)率 : 24.3%
契約締結日 : 令和3年8月13日

(調達の概要)

一般競争入札 (総合評価落札方式) を行ったところ、2者応札があり、株式会社野村総合研究所が契約の相手方となった。落札率は24.3%である。

意見・質問	回答
予定価格内訳の工数(人日)は、参考見積を参考にしたのですが、どこの見積もりでしょうか。	A社です。
低入札になりましたが、どのように評価(原因分析)をしていますか。	本調達は、受託業者が既存のサービスを利用することについて限定しない仕様となっているため、既存のサービスを保有しない事業者も応札可能となるよう予定価格を積算しましたが、落札者が既存のサービスを最大限利用することにより価格の低減に努めたため、予定価格と入札価格に乖離が生じたものと評価しております。
総合評価関係の提出期限が入札公告に記載がないようですが、これは一般的でしょうか。	総合評価関係の提出期限については、資格審査書類の提出期限と同様としておりましたが、記載がある方がより確認しやすいかと思っておりますので、今後は明記するようにいたします。
落札者の入札書は5月24日の提出で間違いありませんか。	間違いありません。
見積書の工数については検証されましたでしょうか。	工数の詳細な内訳について見積提出事業者を確認したうえで、支援事業者にも共有し内容を検証しております。
落札者の提出した内訳のうち、工数の単位は何ですか。	工数の単価は人月です。
落札者がコンテナ・クラウドの利用でコスト削減が可能と言っているのは、今時どこの企業もやっていることですが、実際今回他の応札者の金額も低入札価格調査対象になってしまう金額で、似たような工夫をしているものと考えられます。積算根拠をアップデートして、無駄に金額を積み増ししないようにする必要がありますか。	本調達は、受託業者がコンテナ・クラウドを利用することについて限定しない仕様となっているため、クラウドを利用しない事業者も応札可能となるよう予定価格を積算したところです。
技術者サービス料金の計算においてJECC平均あるいはJECC平均と積算資料を平均していますがなぜでしょうか。何らかの単価を決める必要があるため明確な根拠は無いものの、致し方なくこのように計算したということでしょうか。他の案件などは参考にしたでしょうか。	JECC及び積算資料を使用しているのは、より広範な単価を考慮した方が、より市場価格に近づくと考えたため、二種類の単価の平均をもって単価としております。他の案件においても同様の単価を使用しております。

<p>入札金額を見ると応札者は2者とも低入札調査の対象となる金額のようです。低入札価格調査の結果には入札額が低かった理由について、同社が保有するサービスやヘルプデスクを利用することや同社の得意とする手法を用いることにより費用を抑えられたとされていますが、予定価格の積算内訳と落札者の入札額の内訳を比較すると保守運用の経費で1億2千万円ほどの違い（予定価格の積算内訳では141,476,918円、入札額の積算内訳では15,030,000円）、クラウドサービス利用料で5千4百万円ほどの違い（予定価格の積算内訳では124,122,395円、入札額の積算内訳では合計69,707,000円、S/Wなどを入れると81,360,000円で差は縮まります）などの違いもあるようです。これらの差異が生じた原因をもう少し説明して頂けますでしょうか。</p>	<p>受託業者は、他の委託者からもマイナンバー関連事業を受託しているため、運用保守費用については、既存のヘルプデスクサービスを利用することによって人件費が安く抑えられています。また、クラウドサービス利用料についても、他のマイナンバー関連事業で構築したノウハウを生かして、費用が安く抑えられています。一方で、予定価格の積算においては、マイナンバー関連事業の受託実績のない事業者も応札可能となるよう、既存のサービス等を利用せず、設計・構築から行う場合も想定していたため、金額に差異が生じたものと分析しております。</p>
<p>(分科会長の意見)</p> <p>技術提案書の提出期限が入札書の提出期限よりも早く設定されていることにより、他の入札参加者すなわち競争相手の有無を推知されやすくなっていないでしょうか。大きな支障がない限り、両期限を同日とすることが良いと思いますので、検討をお願いします。</p> <p>また、予定価格を算出する際の考え方として、当該契約のためにゼロから設備等を導入することを前提とするのか、あるいは、各応札者の既存の設備等を活用することを前提とするのか、は悩ましいところです。さらには、コンテナクラウドを前提とすべきか否かについても、唯一の正解は無いのかもしれない。これらの問題については、その時々業界の動向を踏まえ、無理のない範囲で合理的な方法（経済的な方法）を選択すべきかと思っておりますので、最新の動向を把握するよう努力していただきたいと思っております。</p>	

【審議案件3】	
審議案件名	: 医療費供給面統計システム改修等一式（歯科レセプト分析システムの構築）
資格種別	: 役務の提供等（「A」、「B」又は「C」ランク）
選定理由	: 一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため
発注部局名	: 大臣官房会計課
契約相手方	: 日本システムウェア株式会社
予定価格	: 44,363,220円
契約金額	: 17,957,500円
落札(契約)率	: 40.5%
契約締結日	: 令和3年5月12日

（調達概要）
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、2者応札があり、日本システムウェア株式会社が契約の相手方となった。落札率は40.5%である。

意見・質問	回答
<p>予定価格の「人月」はどのようにして決めたのでしょうか。また、その内容の適正性はどのように確認したのでしょうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。工数（人月）については、要求部局から提出された想定工数をもとに、仕様書との整合性を確認したうえで、予算の範囲内において適切な予定価格の積算を行っています。</p>
<p>厚労省から提供される現有資産の分を応札額に足せば妥当な金額になるのでしょうか。また、これは他の業者であっても提供されるのであれば、他の業者との差が得にはならないのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。応札額との差異については、同様のシステム構築・改修等の経験による作業効率化等のコスト削減が考慮されていることから企業努力による差があると認識しています。</p>
<p>低入札価格調査の質疑の2つ目で兼任状況を問うていますが、業者の回答しているのはこの調達案件中での業務分担ではないのでしょうか。他の請負業務と合わせてのエフォート割り当てを答えてもらわないと業務執行への不安はぬぐえないのではないのでしょうか。</p>	<p>兼任状況については他の請負業務と合わせての割り当てとなっています。なお、当省以外の契約請負もあるところ、各々の対応割合を合計しても100%とはなりません。当該対応割合において業務に影響が出る場合は事業者内の調整によって賄われると認識しており、過分のコストの支払いは発生しません。</p>
<p>低入札価格調査の結果には「技術者の単価も要因の一つである」との記載がありますが、概算要求前で見積時ではもっと高い単価で計算した見積書の提供があったということでしょうか。報告書に係るメールでの質疑応答Q1の説明では新規作成を前提としたとの記載がありますが、それならば人工は違っていても単価は変わらない気がしますでしょうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。当該記載については、契約事業者の積算単価と、通常、予定価格作成に用いている積算単価に差があるため、その積算単価の差が要因の一つであるという趣旨です。</p>
<p>応札するであろう業者について、過去の経験を生かせる業者と新規の業者では必要なコストが大きく違うため低入札価格調査の対象となる場合が少なくありません。予定価格を立てる際には新規に参入する業者を前提としていることが通常のようなのですが常にそうしないとならないのでしょうか。不落になって事業が行えなくなるよりも広く参加できるようにせざるを得ないということがあるのでしょうか。</p>	<p>入札においては公平性の観点から、同様の業務経験がある一部の事業者をターゲットとした予定価格の積算方法は適当ではないと考えております。</p>

<p>（分科会長の意見） 「予定価格を立てる際には新規に参入する業者を前提としていることが通常のようなのですが、常にそうしないとならないのか」という問題意識とこれに対する回答は、いずれも一理あり、当否の判断が難しいと思います。せめて、経験の有無による有利不利の差（価格の差）が、できるだけ小さくなるよう、仕様書の記載の充実、円滑な引継ぎの実施等の工夫の余地が無いかを検討いただきたく思います。</p>	
---	--

【審議案件4-1】	
審議案件名	【変更契約】ワクチン接種円滑化システムの運用・保守等業務一式（令和3年度）
資格種別	—
選定理由	随意契約を実施している案件中、契約率が100%であり、数回の変更契約を行っているため、随意契約（変更契約）の妥当性等について、確認する必要があるため
発注部局名	大臣官房会計課
契約相手方	日本電気株式会社
予定価格	2,767,999,993円
契約金額	2,767,999,993円
落札(契約)率	100%
契約締結日	令和3年5月26日

(調達の概要)
 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>予定価格が参考見積をもとに決定されていますが、その内容の適正性はどのように確認したのでしょうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。参考見積で作業工数が不明であったものについて、「参考資料（NEC）R3変更契約見積内訳（5月26日付け変更契約）」にて積算を確認し、変更契約において想定していた業務内容に見合った適正価格であると判断しました。</p>
<p>極めて短期間で繰り返し変更契約が行われており、そのたびにかなり高額な支出がなされています。民間企業でこのような調達をしているのは、十分な検討をしていないと断じられて責任を問われることもあります。今回このような頻度で変更契約がなされざるを得なかった理由と、価格交渉や検討が行われた経緯について説明できるようにする必要がありますと思われる。</p> <p>そうした説明ができなければ、COVID-19の出費なら何でも通すかのように国民に受け取られかねないと思います。</p> <p>また、支出先が固定されてしまうことも国民から不信の目を向けられかねません。</p> <p>確かに緊急性はあると思いますが、すでにCOVID-19発生から2年経過しています。「こうした機能も将来必要になるのではないか」といったことを専門業者や予防接種の専門家から意見を聴くなどして度重なる変更を防ぐ必要があるのではないのでしょうか。変更に変更を重ねると、それだけシステムの中身は後から解読することが困難になります。</p> <p>全体として疑問が多い調達に見えますので、経緯と判断の根拠をドキュメント化してこういうことが繰り返し起きないようにすべきだと思います。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。まず、変更契約の理由については、V-SYSの本格稼働後、主に医療機関等から想定を遙かに上回る問い合わせがサービスデスクへ殺到し、放棄率が90%を超え、利用者に十分な支援を行うことが困難な状況となったため、本変更契約にて至急対応を行わざるを得なかったというものです。また、価格交渉については実施しましたが、「参考資料（NEC）R3変更契約見積内訳（5月26日付け変更契約）」にて詳細積算を確認したところ、既に値引がなされていることが判明し、これ以上の減額は困難であると判断しました。最後に、今回ご指摘いただいた内容については要求部局に共有し、本事業にかかる契約の全体的な経緯や判断の根拠について、ドキュメント化して今後の参考資料となるよう努めて参ります。</p>
<p>「6. 見積額 1,793,000,000 円」とは何のことでしょうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。当該記載については、今回増額となる金額の見積金額です。</p>
<p>別紙は見積書の内訳の一部のようです。添付されているもの以外にもあるのでしょうか。また、添付されているものも含めてもう少し詳細の分かるものがあれば見せて下さい。</p>	<p>正式な見積書としては添付しているもの以外にはございませんが、作業工数が不明であったものを「参考資料（NEC）R3変更契約見積内訳（5月26日付け変更契約）」にて確認し、変更契約において想定していた業務内容に見合った適正価格であると判断しました。</p>
<p>(分科会長の意見)</p> <p>COVID-19 という特別の事情が影響していることは理解しますが、【事業の迅速な実行】と【適正な調達】とのバランスを常に意識しながら、今後の調達に望んでいただきたいと思えます。なお、【適正な調達】には、調達の公正に対する国民の信頼を損なわないこと、すなわち、結果としての公正のみならず、公正らしさの確保を含みます。</p>	

<p>【審議案件4-2】 審議案件名：【変更契約②】ワクチン接種円滑化システムの運用・保守等業務一式（令和3年度） 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、契約率が100%であり、数回の変更契約を行っているため、随意契約（変更契約）の妥当性等について、確認する必要があるため 発注部局名：大臣官房会計課 契約相手方：日本電気株式会社 予定価格：5,396,449,993円 契約金額：5,396,449,993円 落札(契約)率：100% 契約締結日：令和3年6月10日</p>	
<p>(調達の概要) 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>予定価格が参考見積をもとに決定されていますが、その内容の適正性はどのように確認したのでしょうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。参考見積で作業工数が不明であったものについて、「参考資料(NEC)R3変更契約見積内訳(6月10日付け変更契約)」にて積算を確認し、変更契約において想定していた業務内容に見合った適正価格であると判断しました。</p>
<p>極めて短期間で繰り返し変更契約が行われており、そのたびにかなり高額な支出がなされています。民間企業でこのような調達をしては、十分な検討をしていないと断じられて責任を問われることもあります。今回このような頻度で変更契約がなされざるを得なかった理由と、価格交渉や検討が行われた経緯について説明できるようにする必要がありますと思われる。</p> <p>そうした説明ができなければ、COVID-19の出費なら何でも通すかのように国民に受け取られかねないと思います。</p> <p>また、支出先が固定されてしまうことも国民から不信の目を向けられかねません。</p> <p>確かに緊急性はあると思いますが、すでにCOVID-19発生から2年経過しています。「こうした機能も将来必要になるのではないか」といったことを専門業者や予防接種の専門家から意見を聴くなどして度重なる変更を防ぐ必要があるのではないのでしょうか。変更に変更を重ねると、それだけシステムの中身は後から解読することが困難になります。</p> <p>全体として疑問が多い調達に見えますので、経緯と判断の根拠をドキュメント化してこういうことが繰り返し起きないようにすべきだと思います。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。まず、変更契約の理由については、ワクチンの接種にあたって当初想定していなかった職域での接種が政府方針として急遽決定され、職域接種に対応したシステムの仕様変更や、企業等からの申請に対応できる企業等への支援体制を構築し、運用体制を強化しなければならない状況となったため、本変更契約にて至急対応を行わざるを得なかったというものです。価格交渉については実施しましたが、「参考資料(NEC)R3変更契約見積内訳(6月10日付け変更契約)」にて詳細積算を確認したところ、既に値引がなされていることが判明し、これ以上の減額は困難であると判断しました。最後に本事業にかかる契約の全体的な経緯や判断の根拠については、ご指摘のとおりドキュメント化して今後の参考資料となるよう努めて参ります。</p>
<p>5/26に変更契約を行ったものを変更するもので、金額も4/1の契約額を今回の金額に変更するという理解で良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>見積書の別紙についてもう少し詳細の分かるものがあれば見せてください。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。正式な見積書としては添付しているもの以外にはございませんが、作業工数が不明であったものを「参考資料(NEC)R3変更契約見積内訳(6月10日付け変更契約)」にて確認し、変更契約において想定していた業務内容に見合った適正価格であると判断しました。</p>

(分科会長の意見)

COVID-19 という特別の事情が影響していることは理解しますが、【事業の迅速な実行】と【適正な調達】とのバランスを常に意識しながら、今後の調達に望んでいただきたいと思います。なお、【適正な調達】には、調達の公正に対する国民の信頼を損なわないこと、すなわち、結果としての公正のみならず、公正らしさの確保を含みます。

【審議案件5】

審議案件名 : 【変更契約】感染発生動向の可視化業務に係るシステム改修及び運用・保守業務一式
資格種別 : -
選定理由 : 随意契約を実施している案件中、契約率が100%であり、変更契約を行っているため、随意契約（変更契約）の妥当性等について、確認する必要があるため
発注部局名 : 大臣官房会計課
契約相手方 : 東芝情報システム株式会社
予定価格 : 191,740,450円
契約金額 : 191,740,450円
落札(契約)率 : 100%
契約締結日 : 令和3年7月7日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
予定価格が参考見積をもとに決定されていますが、その内容の適正性はどのように確認したのでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。令和2年度及び令和3年度の契約実績額と参考見積を比較し適正であると確認いたしました。
特に問題があるとは思われませんでした。	
見積内訳に記載の単価計算の内訳などがあれば見せて下さい。	ご指摘ありがとうございます。単価計算の内訳はございません。
(分科会長の意見) 指摘はございません。	

【審議案件6】	
審議案件名	：【変更契約】新型コロナウイルス感染者情報把握・管理支援システムの改修及び運用・保守一式
資格種別	：－
選定理由	：随意契約を実施している案件中、変更契約を行っているため、随意契約（変更契約）の妥当性等について、確認する必要があるため
注部局名	：大臣官房会計課
契約相手方	：株式会社F I X E R
予定価格	：1,545,427,408円
契約金額	：1,401,712,408円
落札(契約)率	：90.7%
契約締結日	：令和3年7月9日

(調達の概要)
 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>予定価格が参考見積をもとに決定されていますが、その内容の適正性はどのように確認したのでしょうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。見積書については、契約締結前に事業者へのヒアリングを実施し、価格の妥当性について検討・検証致しました。</p>
<p>また、その内訳をみると、「役務内容」ごとに1か月分の金額が記載されているのみであり、審議案件5の案件と記載ぶりが大きく異なりますが、内訳の記載方法としての適否・優劣について、どのように考えますか。</p>	<p>役務内容については、契約締結前の事業者ヒアリングで金額の妥当性を検証しております。</p>
<p>特に問題があるとは思われませんでした。</p>	
<p>見積り一覧の契約変更前のものがあれば見せて下さい。どの部分が変わったのか教えて下さい。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。見積書を提出します。自動架電費用及びクラウド費用がそれぞれ78,375千円、26,400千円増額しています。</p>
<p>見積り一覧では各月30日として計算しているようですがこれは一般的なことなのでしょうか。実際の日数にすると価格が上がってしまうため不利になると思いますが実質的な値引ということでしょうか。</p>	<p>自動架電/SMS通知サービス等については、令和3年度当初のHER-SYSの利用見込みを踏まえ、月間のサービス規模及び最低利用料を定める必要があることから、各月を30日と設定し、利用料等の調整を行いました。</p>
<p>(分科会長の意見) 指摘はございません。</p>	

【審議案件7】

審議案件名 : 【変更契約】 情報通信業者等との協定に基づくビッグデータ解析による行動変容及び感染発生動向の可視化等業務に係る分析業務等一式

資格種別 : -

選定理由 : 随意契約を実施している案件中、契約率が100%であり、変更契約を行っているため、随意契約（変更契約）の妥当性等について、確認する必要があるため

発注部局名 : 大臣官房会計課

契約相手方 : アクセンチュア株式会社

予定価格 : 701,082,360円

契約金額 : 701,082,360円

落札(契約)率 : 100%

契約締結日 : 令和3年7月9日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
予定価格が参考見積をもとに決定されていますが、その内容の適正性はどのように確認したのでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。令和2年度及び令和3年度の契約実績額と参考見積を比較し適正であると確認いたしました。
価格交渉は行われたのでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。各項目毎に価格交渉を行いました。既に精査された見積額であり、減額には至りませんでした。
見積の工数計欄、金額欄にマイナス表示されている部分がありますがどういう意味でしょうか。原契約の金額に対する加算減算という表ではなさそうですがどのように読むものなのか教えてください。また契約変更前の見積があれば見せて下さい。	ご指摘ありがとうございます。原契約に含まれていた業務のうち、状況等を踏まえて見直しを行った業務について減額を行ったため、減算という意味でマイナス表示としました。ご依頼のありました契約変更前の見積と、それに説明を加えたものを提出させていただきます。
(分科会長の意見) 指摘はございません。	

【審議案件 8】	
審議案件名	：新型コロナウイルス感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に係る申請書の審査・データ入力等業務委託一式
資格種別	：役務の提供等（「A」ランク）
選定理由	：一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため
発注部局名	：大臣官房会計課
契約相手方	：株式会社廣濟堂
予定価格	：994,571,116円
契約金額	：476,300,000円
落札(契約)率	：47.9%
契約締結日	：令和3年5月26日

(調達の概要)
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、4者応札があり、株式会社廣濟堂が契約の相手方となった。落札率は47.9%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回 答
落札者以外の業者の金額は予定価格と大きく乖離しているわけではないので、予定価格の積算には問題がないと思います。なお、開札調書でA社とB社に3・4位と記載されていますが、これらは予定価格を超えているので順位を付すべきではないと思います（他の調達ではそうになっています）。	ご意見を踏まえて、検討します。
予定価格調書の積算内訳の工数と落札者の報告書に記載の工数は同じ項目でも随分違うようです。交付申請書等開封業務は積算内訳が700人月、落札者が70人月となっています。また交付申請書等の審査は調達概要書に記載の金額で落札者が計算した結果40人月と計算されていますが、積算内訳では700人月としています。積算内訳はどのような計算方法をとったのか、計算過程を教えてください。	<p>業者の積算と当方で見積もる積算にはその方法に差があるのは不可避と考えますが、当方の【開封】及び【審査】業務に係る予定価格積算に係る考え方は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様による申請見込件数：310,000件 これを10か月で処理する必要から、1月あたり31,000件を処理する必要があり、ひと月20日計算で1,550件/日処理。1件あたり20分かかるとすると31,000分（516.6時間）/日÷8時間=64.5人となるため1日あたり約70人体制での処理が必要と考えたところです。
低入札価格調査の結果の(5)では経営状況は問題ないとのことですが問題ないと判断した理由を教えてください。	<p>令和3年5月24日に実施した低入札価格調査ヒアリングにおいて、損失は新型コロナウイルス感染症の拡大で一時的に仕事がキャンセルになったこと及び豊中工場を閉鎖した減損処理によるものとの説明があり、一時的なものと考えたところです。</p> <p>さらに、令和元年度以前は経営損失は出しておらず、令和2年度も5月時点では黒字となる見込である旨説明があったことや同社とは過去にも複数回契約した実績があり、業務が完全に履行されていたことから経営状況に問題はないと判断したものです。</p>

(分科会長の意見) 適切なプロセスを経ているものと推察しますが、他方で、落札者の想定（70人月）が適正だったのか、あるいは過少だったのかが気になるところです。このような差異が生じた原因を分析し、類似の調達に活かしていただければと思います。	
--	--

【審議案件9-1】

審議案件名 : 小規模法人の財務会計に対する事務処理体制強化研修等事業一式
 資格種別 : 役務の提供等 (「A」、「B」又は「C」ランク)
 選定理由 : 一般競争入札 (最低価格落札方式) で実施している案件中、1者応札であり、落札率が低い
 発注部局名 : 社会・援護局
 契約相手方 : 株式会社シード・プランニング
 予定価格 : 4,871,000円
 契約金額 : 1,355,200円
 落札(契約)率 : 27.8%
 契約締結日 : 令和3年6月9日

(調達の概要)

一般競争入札 (最低価格落札方式) を行ったところ、1者応札があり、株式会社シード・プランニングが契約の相手方となった。落札率は27.8%である。

意見・質問	回 答
<p>予定価格の内訳に「8ブロック」とありますが、どのような意味でしょうか。誤記でしょうか。</p>	<p>意見交換会等について、全国を8ブロックに分けて実地で開催することを想定して、記載しているものです。</p>
<p>会場借料の内訳(計算)は、どのような想定によるものでしょうか。</p>	<p>積算内訳作成時において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況次第では、受託者と協議のうえ、実地により意見交換会等を開催する可能性もあり得たために、全国を8ブロックに分けて開催することを想定して、記載しているものです。</p>
<p>予定価格調書は5月10日の作成であり、この時点の仕様書はWEB開催だったのではないのでしょうか。結果として落札率が低くなり、適正な金額での落札となっていますが、仮に、WEB前提で、予定価格に近い落札であった場合には、問題が顕在化していたと思います。 今後、このようなことを回避するための工夫は可能でしょうか。</p>	<p>仕様書と予定価格調書の整合性には十分に留意し、やむを得ず開催方法等の変更がある場合は、変更契約をもって対応することとします。</p>
<p>一者応札になった理由は、仕様書を手交した業者から聴取したものでしょうか。</p>	<p>一者応札になった理由は、仕様書を手交した業者から聴取したものではなく、当課で検討した結果を記載しています。</p>
<p>また、調達内容を見ると、実際には高度な知見を有する業者である必要はなく、いわゆるロジを担当する業者を求めているように見えます。そういう意味では実施者の要件などの参入条件が厳しすぎるのではないのでしょうか。</p>	<p>仕様書「3 実施者の要件」に社会福祉分野に関わる活動の実績を求めている理由は、当該事業は、社会福祉法人に係る事務処理体制強化や、社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた関係者の理解増進や普及啓発が目的であり、受託者が持ち合わせる社会福祉分野に係る知識やノウハウ等も適宜取り入れることは、当該事業の目的達成に寄与するものと考えているためです。また、大規模な会議を円滑に進めるために、オンライン会議の運営、開催の実績があることの要件も併せて求めています。なお、一者応札且つ落札率が低い状況を打開するために、実施者の要件については検討を図ってまいります。</p>
<p>積算内訳と経費内訳明細書を比較すると経費の項目が全く一致していません。特に会場賃料は経費内訳明細書に記載がなく、人件費は積算内訳書にアルバイト賃金が載っているだけです。それぞれが計上すべきものを計上せずにいるということはないのでしょうか。</p>	<p>積算内訳の会場賃料については、積算作成時において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況次第では、受託者と協議のうえ、実地により意見交換会等を開催する可能性もあり得たために、全国を8ブロックに分けて開催することを想定して記載しているものです。また、積算内訳の人件費については、経費内訳明細書のとおり、正しくは、研究員の人件費として計上が必要なものとなります。次回以降積算内訳書と経費内訳明細書の整合性には留意してまいります。</p>

<p>1者応札になった要因について公告期間が短かったからではないか、としています。通常公告期間であれば通常はどのくらいの数の業者が仕様書を受け取りに来るのでしょうか。また、仕様書を手交したものの入札に参加しなかった業者には聞き取りはしていないのでしょうか。</p>	<p>公告期間を長く設けることで手交できる具体的な業者の数については、検討に至っておりません。公告期間を長く設けることで、より多くの業者が当該公告を認知できる可能性があり、且つ仕様書に基づいて受託の可否を検討する期間の猶予を、より多くの業者に与えることで、応札する業者の母数が増える可能性があるのではないかと考えております。また、仕様書を手交したものの入札に参加しなかった業者には、聞き取りは行っておりません。公告期間以外にも実施者の要件を見直すなど、1者応札を打開するための必要な検討を図ってまいります。</p>
<p>(分科会長の意見) 仕様書と予定価格調書の整合性には十分に留意していただくようお願いいたします。</p>	

【審議案件 9-2】

審議案件名 : 【変更契約】 小規模法人の財務会計に対する事務処理体制強化研修等事業一式
資格種別 : -
選定理由 : 審議案件 9-1 の変更契約であり、随意契約 (変更契約) の妥当性等について、確認する必要があるため
発注部局名 : 社会・援護局
契約相手方 : 株式会社シード・プランニング
予定価格 : 2,510,508円
契約金額 : 2,510,508円
落札(契約)率 : 100%
契約締結日 : 令和 3 年 10 月 1 日

(調達の概要)

会計法第 29 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>予定価格を引き下げたのは審議案件 9-1 の調達結果から考え直されたという認識であってはいましょうか。</p> <p>応札者はある意味学習して、もっと高く入れても他は来ないという風にふるまっているように見えます。複数の応札者が出てくることで、落札額が下がるように努力願います。落札率が低いことをなんでも悪く言うような人も世の中にはいますが、それは誤りで、予定価格が不適切に高い時のみは問題なので、仮に審議案件 9-1 の落札額水準でできる仕事なら、やはりその程度だけ支払うべきなのだと思います。</p>	<p>変更契約については、変更契約理由書に記載の理由から随意契約としており、予定価格は、当初契約の契約額に変更契約の必要額を足し上げた金額を記載しています。ご指摘の当初契約の予定価格の適正化については、応札者数の是正も含め、検討を図ってまいります。</p>
<p>変更契約理由書に記載のスケジュールがよく分からないので教えてください。仕様書では 7~8 月に 2 回のオンライン意見交換会を行うことになっていましたが (11 ページ) 変更契約理由書では 9/14 に 1 回目を開催した、と記載してあります。2 回目は開催されたのでしょうか。開催されていないとすると変更契約理由書に記載の 11 月に行う第 2 回というのは原契約に含まれていたものという理解で良いでしょうか。</p> <p>変更契約理由書からはパブリックコメントを踏まえた議論等を行うことが原契約の時点から予定されていたように読めるのですが、もし第 2 回を開催していないのであれば 11 月に行う第 2 回自治体説明会は原契約に含まれていたのではないのでしょうか。</p>	<p>関係者とのオンライン意見交換会の 2 回目は、1 回目と同日の 9/14 に開催済みです。より少人数で議論ができるように、同日に、同内容の意見交換会を 2 回開催しております。関係者とのオンライン説明会については、原契約に含まれておりません。</p>
<p>(分科会長の意見) 指摘はございません。</p>	

【審議案件10】	
審議案件名	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査
資格種別	役務の提供等（「A」又は「B」ランク）
選定理由	一般競争入札（総合評価落札方式）を実施している案件中、1者応札であり、低入札価格調査を実施しているため
発注部局名	障害保健福祉部
契約相手方	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
予定価格	39,232,000円
契約金額	22,000,000円
落札(契約)率	56.1%
契約締結日	令和3年7月14日

(調達の概要)
 一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、1者応札であり、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が契約の相手方となった。落札率は56.1%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回答
<p>予定価格の「人日」と単価は、どのような手続き及び考え方で設定したのでしょうか。</p>	<p>「人日」及び「単価」は、過去の入札実績を参考に、調査ごとに設定しております。</p>
<p>1者応札にもかかわらず、落札率が低くなった理由について、どのように分析しているのでしょうか。</p>	<p>予定価格は、新規参入事業者でも事業の実施が可能なように、多様な障害福祉サービスを集計・分析するため、複数班で作業を実施できる人件費を見積もっていたところであるが、今回落札した事業者は、過去に当該調査を実施しており、障害福祉サービスや会計基準等に知見を有する1つの作業班において業務を実施すること等により、人件費を低く抑えられていることが、落札率が低くなった理由であると考えております。</p>
<p>主に人月算定の違いということでしたので、積算根拠をアップデートして頂くのが良いと思います。特に並行して行わなくて済む仕事について、人員を盛る必要はないという点はお気づきの通りで、これは納期とのバランスで決まるものです。今回の納期と仕事の規模であれば並行進行は必要ないということなので、これを起点として仕事の大きさだけではなく納期も見据えて人月を見積もるとよいと思います。</p>	<p>今回ご意見をいただきましたように、予定価格の積算に当たっては、調査の実績を踏まえ、適切な人員算定となるよう精査していきたいと考えております。</p>
<p>「低入札価格調査の結果について」には予定価格の積算に新規事業者でも実施が可能な価格を設定していると記載されていますが、過年度で今回落札者以外の業者が応札した金額は今回の予定価格と比較して大きな差は無かったでしょうか。技術点が今回落札者と同水準以上ではどうでしょうか。</p>	<p>平成30年度の実績になりますが、今回の落札者以外の業者は2者おり、今回の予定価格と応札額を比較しますと1者(A)は応札率が約78%、もう1者(B)の応札率は約92%となっており、予定価格の範囲内に収まっており、大きな差は生じていないものと考えております。</p> <p>また、技術点が今回落札者と同水準以上と比較すると、上記のAの事業者が-9点と同水準の者にあたりますが、大きな差は生じていないものと考えております。</p>
<p>(分科会長の意見) 業務の規模だけでなく納期を踏まえて人月を見積もることが適切な案件もあろうかと思えます。案件ごとに適切な手法により、予定価格の算出をしていただくようお願いします。</p>	

【審議案件 1 1】	
審議案件名	: 令和3年度司法精神医療等人材養成研修事業一式（指定医療機関従事者研修）
資格種別	: 役務の提供等（「A」、「B」、「C」又は「D」ランク）
選定理由	: 公募を実施している案件中、1者応募であり、落札率が低い
発注部局名	: 障害保健福祉部
契約相手方	: 独立行政法人国立病院機構
予定価格	: 14,172,946円
契約金額	: 3,521,273円
落札(契約)率	: 24.8%
契約締結日	: 令和3年6月8日

(調達の概要)
 公募を行ったところ、1者応募があり、独立行政法人国立病院機構が契約の相手方となった。契約率は24.8%である。

意見・質問	回答
一者応募については、引き続き努力をお願いします。 WEB実施でも良いことが仕様書で明らかにされていないという認識で良いのでしょうか。	仕様書には明らかにしておらず、対面の実施を前提としております。ただ、令和3年度は、新型コロナウイルス感染状況をみて、オンラインでの実施と致しました。
仮にWEB前提で予定価格を算出していた場合、契約金額に収まっていたと思いますか。 (契約率は一見低いですが、WEB前提とすれば低廉ではないという評価にならないのでしょうか。)	WEB前提で予定価格を算出していれば、契約金額と予定価格の乖離は大きくなかったと考えます。
事後にオンラインに変更になった場合に、これを支払金額に反映させる方法はないのでしょうか。	令和3年度の契約額は、オンラインに変更した上での契約額となっております。契約した後に、オンライン対応になった場合は変更契約を行います。(令和2年度はその対応でした。)
前回調達から予定価格が1.5倍ほどに増えている理由は何でしょうか。	前回の調達では、新型コロナウイルス感染症の状況を見て、オンラインで実施することにしましたが、令和3年度は、前回同様、当初は対面での実施を予定していたため、予定価格が増えています。
応札者の提出している見積書は予定価格積算内訳のどこと対応するものなのでしょうか。	見積書の6,137,282円は、予定価格積算の14,172,946円と対応しています。
見積書は落札者が4/8に作成したもののようですが何なののでしょうか。公募を1/25~3/1まで行い3/3に予定価格を決定し、その後4/8に見積書が作成されたものの契約額はもっと低い額だったという流れがよく分かりません。説明をお願いします。	公示の5に記載している意思表示を受けて、提出を依頼した事業計画書に、添付された見積書になります。 事業計画の見積書には、講師及び委員への謝金・旅費・交通費が含まれておりますが、契約額にはそれらが含まれていないため、見積書より契約額が下がっております。
開札調書がありませんが入札は行われなかったのでしょうか。契約額が見積書の金額と違っているのはこのことと関係があるのでしょうか。	1者応募だったため、入札は行われておりません。契約額が見積書の金額と違うのは、講師及び委員への謝金・旅費・交通費が含まれておりますが、契約額にはそれらが含まれていないためです。
(分科会長の意見) 研修をWEBで行うか対面で行うかは予定価格や入札価格の算定に大きな影響を及ぼしますので、その何れを前提とするかは明確にされるべきと思います。未確定の場合や変更可能性がある場合には、その旨を仕様書に明示したうえで、変更契約により適切な支出とするようお願いします。	

【審議案件12】

審議案件名 : 高齢者医薬品適正使用推進事業に係るモデル医療機関調査一式
 資格種別 : -
 選定理由 : 一般競争入札(総合評価落札方式)を実施しているが、厚労省競争参加資格(全省庁統一資格)を付さず、また、複数者を落札者としているため
 発注部局名 : 医薬・生活衛生局
 契約相手方 : ①国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院
 ②三豊総合病院企業団
 ③藤田医科大学病院
 予定価格 : ①~③2,845,920円
 契約金額 : ①2,640,000円、②2,758,250円、③2,376,000円
 落札(契約)率 : ①92.8%、②96.9%、③83.5%
 契約締結日 : ①~③令和3年7月7日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、4者応札があり、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院、三豊総合病院企業団、藤田医科大学病院が契約の相手方となった。落札率は92.8%、96.9%、83.5%である。

意見・質問	回答
<p>競争参加資格を得るためにどの程度の時間がかかるかを調べて、あらかじめその準備が必要だとアナウンスをするなどして、規定に従った参加資格設定をしてください。</p>	<p>承知しました。</p>
<p>また、複数者を落札者とする、トラブルが起きた時に厚労省側がどこに問い合わせたり責任を問えばよいかわからないことになりがちです。かつての契約でもそういう指摘を受けたものがありました。責任分界点を明確にすることは容易ではないので、3者必要なら3つの調達に分け、いくつの者になるか全く想像がつかない場合は一つの主幹事会社に請け負わせて、そこから再委託するようにはどうでしょうか。</p>	<p>複数者の落札者としたことについては、事後的に単数の原則というものを認識することとなり、大変失礼いたしました。しかしながら、本事業は複数者が分担して実施するものではなく、各採択者がそれぞれの医療機関において検証を行うもので、独立した複数の事業となります。このため、ご指摘のように責任の所在や問い合わせ先が分からなくなるような状況にはなっていません。</p> <p>一つの主幹事会社から再委託する手法について、ご提案ありがとうございます。令和3年度は対象機関を病院としており、病院内の運用体制を前提として仕様書を作成し、「導入方法」と「コスト」について総合評価落札方式により競争させることとしました。令和4年度については、地域を対象としたポリファーマシー対策の導入を検討しており、地域の特色等に応じて実施体制、取組内容が多様化するほか、それに伴って予算規模も異なることが想定されるため、仕様を確定させることが難しい状況です。よって、複数の者から企画書を提出させる企画競争による調達も視野に入れて検討したいと考えております。</p>
<p>今回の選定においては新規導入する施設、ある程度導入している施設等からそれぞれ選定するとのことですが開札調書の備考欄の番号が各枠とその枠の選定施設という形で対応をしているのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通りです。</p>
<p>予定価格は新規に導入する施設を前提にして計算したものでしょうか。すでにある程度導入している施設でも同じくらいの経費がかかるものとの計算があり、どちらも同じ予定価格としたということでしょうか。</p>	<p>ポリファーマシー対策の導入方法は、医療機関の事情によりそれぞれであり、ある程度導入している施設がどの程度導入しているかを事前に把握することは困難です。そこで、予定価格としては、この事業は当省が作成した業務手順書等の実運用調査であるため、現在の導入状況とは関係なく、業務手順書等を運用するにあたりこちらが想定する経費を予定価格として計上しております。</p>

(分科会長の意見)

競争参加資格を要件とせず、また複数者を落札者としたことは不適切ですので、今後、ご注意ください。

20都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
電話03-5253-1111 (内7965)